

四日市市漁港海岸保全区域内公共空地の占用料等徴収職員の証票に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月17日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第62号

四日市市漁港海岸保全区域内公共空地の占用料等徴収職員の証票に関する規則の一部を改正する規則

四日市市漁港海岸保全区域内公共空地の占用料等徴収職員の証票に関する規則（平成22年四日市市規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(滞納者財産差押証票)</p> <p>第1条 海岸法（昭和31年法律第101号）第35条第3項の規定による国税滞納処分の例により行うことができる占有料及び延滞金（以下「占有料等」という。）に関する滞納処分を執行する職員は、滞納処分のため財産差押を行う場合又は財産差押に関する調査のため、<u>質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは搜索をし、若しくは国税徴収法（昭和34年法律第147号）第146条の2の職務を執行する場合は必ずその身分を証する証票（別記様式）を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。</u></p>	<p>(滞納者財産差押証票)</p> <p>第1条 海岸法（昭和31年法律第101号）第35条第3項の規定による国税滞納処分の例により行うことができる占有料及び延滞金（以下「占有料等」という。）に関する滞納処分を執行する職員は、滞納処分のため財産差押を行う場合又は財産差押に関する調査のため<u>質問し、若しくは検査を行う場合には、その身分を証明する証票（別記様式）を携帯しなければならない。</u></p>

別記様式を次のように改める。

別記様式（第1条関係）

（表）

第	号	
		漁港海岸保全区域内占用料等徴収職員証
所 属		
氏 名		
	年 月 日発行	
		
		四日市市長
		印

（裏）

	(注 意)
1	この証票は、漁港海岸保全区域内占用料等の滞納者の財産差押を行う場合又は財産差押に関する調査のため質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは搜索をし、若しくは国税徴収法（昭和34年法律第147号）第146条の2の職務を執行する場合には、必ず携帯しなければならない。
2	この証票は、関係者の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
3	この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4	この証票は、異動その他の理由により、徴収職員でなくなったときは、速やかに市長に返納しなければならない。

備考 用紙の大きさは、名刺サイズ4号（縦55mm×横91mm）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)